

2015年度 奨学金受給者募集について

～ キリスト教保育を担う保育者育成をめざし、奨学金を給付します ～

キリスト教連盟では、海外からキリスト教保育勉強のために来日した留学生、キリスト教保育に共感し、将来キリスト教保育施設で働くことを志す者で、経済的理由で勉強が困難な日本の学生を対象に、奨学金を給付します。下記の通り2015年度受給者の募集をいたします。是非この奨学金を利用し、勉強を継続して頂きたいと願っています。

- 受給資格者** 次のいずれかの条件に該当する者
- ①在留資格を有する外国人で、原則としてキリスト者であること
 - ②キリスト教保育に共感し、将来キリスト教保育施設で働くことを志す者で、経済的理由で勉強が困難な学生
- 給付額** 1人につき 年24万円 (2015年度は5人まで給付、返済義務はありません)
- 応募方法** 別途申込書、推薦書 (教会牧師または養成校宗教主事等による) に必要事項を記入の上、連盟事務局に郵送してください
- 申込書・推薦書は養成機関送付の書式を利用、または保育連盟ホームページからダウンロードしてください <http://www.kihoren.com>
- 応募締切** 2015年 5月 31日 (日) 消印有効
- 問い合わせ** ご不明な点は連盟事務局にお問い合わせください TEL 03-3233-9550

キリスト教保育連盟奨学金規程

第1条 名称

一般社団法人キリスト教保育連盟奨学金規程と称する。

第2条 経過及び目的

本奨学金は、キリスト教保育連盟創立60周年記念事業として設置され、海外からキリスト教保育勉強のため来日した学生に給付することを目的に設置された。さらに、キリスト教保育連盟が一般社団法人となったことを機会に公益性の向上をはかり、経済的に勉強が困難な日本の学生にも対象を広げた。本奨学金は、将来のキリスト教保育を担う保育者を育成することを目的とする。

第3条 対象

当連盟に加盟等の保育者養成校に入学または在学中の者とする。

第4条 受給資格

この奨学金を受ける者は、次のいずれかの条件に該当する。

1. 在留資格を有する外国人で、原則としてキリスト者であること。
2. キリスト教保育に共感し、将来キリスト教保育施設で働くことを志す者で経済的理由で勉強が困難な学生。

第5条 受給者の決定

『キリスト教保育』誌等で広く公募し、理事会で決定する。

第6条 奨学金の財源

この奨学金は返済義務のない奨学金とし、第2条の趣旨に基づき設置された資産をもってこれに当てる。

奨学金受給申込書

申請者氏名

印

住 所

生年月日

所属校及び学年

学 歴

信仰歴

※受洗している場合： 受洗年月日 年 月 日

受洗教会

授洗牧師（者）

経済的困難の理由

奨学生推薦書

推薦者氏名

印

所属教会または養成校名

住 所

電 話

推薦理由

(信仰者である場合は、礼拝出席状況や教会での働きをご記入ください。)